

平成25年度新高校2年生・3年生の障害児相談支援の取り扱いについて

別紙2

平成25年度新高校2年生・3年生については、障害児相談支援の対象期間が短いため、放課後等デイサービスのみ利用する場合は、障害児相談支援(計画案の作成)の対象としない。

平成27年度全実施

根拠法	利用するサービスの種類	新規 更新別	申請・更新月													
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
			4月～3月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3										
児童福祉法	放課後等デイサービスのみの利用者	新規	原則	実施しない	→											
			平成25年度新高校3年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)											
			平成25年度新高校2年生	実施しない												障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)
			原則	実施しない	→											
		更新 (継続)	平成25年度新高校3年生	実施しない	障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)											
			平成25年度新高校2年生	実施しない												障害児相談支援対象外 (障害者自立支援法のサービスに移行)